

会議名	令和5年度第2回 宝塚市環境審議会					
日時	令和5年（2023年）12月8日（金） 15時30分～17時30分	場所	市役所第2庁舎 会議室A・B			
出席者	委員 澤木会長、遠藤副会長、糸瀬委員、今住委員、松村委員、客野委員、柄本委員、富永委員、横田委員 （欠席委員：土屋委員、森賀委員） 事務局他 環境部長、環境室長、環境政策課長、同課係長、同課係員 防犯交通安全課長、同課係長、同課係員（議題(1)まで） 都市安全部生活安全室長、公園河川課長、同課係長、同課係員（議題(2)まで）					
内容（概要）						
挨拶（環境部長）						
委員委嘱辞令交付						
委員及び事務局スタッフ紹介						
会長及び副会長の選出 (会長には澤木委員、副会長には遠藤委員が宝塚市環境審議会規則第3条第1項の規定により互選で選出された)						
会議の成立確認 (過半数以上の出席により、宝塚市環境審議会規則第4条第2項の規定に基づき成立)						
1. 議題						
(1) 雲雀丘花屋敷駅周辺の自転車等放置禁止区域の指定について（諮問）						
【諮問】						
雲雀丘花屋敷駅周辺の自転車等放置禁止区域の指定について、宝塚市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和59年条例第39号）第8号条第2項の規定により、市から環境審議会に諮問し、受理された。						
【防犯交通安全課からの説明】						
本諮問については、環境基本条例第7条の規定に基づいて制定されている「宝塚市自転車等の駐車秩序に関する条例」第8条において設定する放置禁止区域の指定ということになる。同第2項の規定でこの審議会に意見を求めるというものになる。						
資料1により説明する。						
まずは、指定の経緯である。雲雀丘花屋敷駅は、川西市と宝塚市の市境に位置しており、そこでの自転車放置対策について、昭和63年に本市は川西市と協定を締結し、翌平成元年から同駅南側の川西市寺畑2丁目地内にて本市と川西市で2分の1ずつの持ち分で、共有している土地について、無料駐輪場として整備した。以降、川西市が管理している。						
この度、この駐車場について、設備の老朽化が激しいことと、盗難やいたずら等被害が多						

発しているという事情から、川西市域においてほかの駐車場も含めて、管理者をおいて有料化して管理していくことになった。それに伴って、雲雀丘花屋敷駅周辺地域について、放置禁止区域の指定を行うという方向になった。両市で協議をした結果、本市においても周辺区域について自転車等の駐車秩序の維持ということを目的として、放置禁止区域を指定したいと考えている。

指定区域については、資料1の2枚目に範囲を図示している。基本的に駅を中心に200～250メートルの圏内について指定する。図では二色に分けています。ピンク色の部分が宝塚市域で、今回設定しようとしている案ということになる。

本市と川西市との両者で設定している自転車等駐輪場が、ちょうど南東の方向250メートル範囲のぎりぎりのところである青で着色している部分になる。場所としては川西市域内にある駐輪場ということになる。今回の指定については、川西市と同日施行を予定しており、令和6年4月1日からの施行と考えている。

施行までのスケジュールだが、既に11月11日に周辺自治会であるコミュニティひばりに説明し、意見を聞いています。それを受け、本日、環境審議会へ諮問した次第であり、答申を得れば、その内容に基づいて、1月中に指定区域の決定及び議会への報告、告示を行いたい。4月1日の施行に向け1月から3月までの間で、広報やホームページ、周辺住民へのお知らせ等で周知を図っていきたいと考えている。

区域指定後の放置自転車への対応としては、これまで放置自転車の発生状況を確認するために、放置禁止区域には指定していなかったが、雲雀丘花屋敷駅周辺についても順次巡回で状況を把握してきた。今後は、既に放置禁止区域を指定している他の駅と同様に、巡回時に現認した放置自転車等には、正しい駐輪場所に移動してもらうように警告札を添付し、警告と指導を行い、一定の頻度で放置自転車等の撤去、移動作業を実施することとなる。

撤去した自転車については、末広公園の北側に本市の放置自転車の保管所、返還所があるので、そちらに保管し、そこへ所有者が取りに来ることになっている。

返還費用については、現時点で原動機付自転車については6,000円、自転車については3,000円を徴収している。

質疑応答

【委員】

1点はこの駐輪場の利用の状況。もう1点は、コミュニティひばりでの説明でどんな意見が地域から出てきたのか、この2点をお尋ねする。

【防犯交通安全課】

1点目であるが、現在は無料で、平面をそのまま使っており、収容台数は300台は収容できる。現在の利用者は川西市によるとほぼ100台ということである。4月からは有料ということで民間の管理者会社が管理することになり、いろいろ設備等は置かれるはずだが、若干狭くなったとしても、今利用されている方の数にプラスアルファがあっても台数の余裕はあるものと考えている。

2点目については、先日コミュニティひばりに説明した際に出た意見については、収容台

数の件、有料化になることでの値段の設定、また、使えない期間が発生しないのかとかいう質問があった。川西市は全く使えない期間というのを設定する予定はなく、順次整備していくとのこと。料金についてはもう既に川西市は公表しており、基本的に本市と同等の額という程度で、大きな負担が発生するものではないという状態である。

【委員】

もう1点お聴きする。駐輪場は雲雀丘花屋敷駅の南に設置されている。線路から北側には設置されていない。駅の北から自転車で来た方は、わざわざ駅の南まで下りて駐めにいくかというと、実際は駐めに行かないと思う。駅より北側の周辺で放置される状況だと思うがいかがか。北側の部分で自転車を駐められるところの場所の確保について検討はしたのかお聴きしたい。

【防犯交通安全課】

南側にある駐輪場については、昭和63年に川西市と宝塚市とで折半して土地を買収して設置した。それまでは川西市が有償の借地で無料駐輪場ということで設置していた。その当時に本市域内（北側）でも設置ができないか何カ所か検討は行った。しかし、その頃から既に駅周辺まで全て住宅が建設されており、地価の問題等もあり適地が見つからなかった。先ほど話にあがったコミュニティひばりとの協議でも、北側に整備しないのかという質問もあった。南側の駐輪場の利用状況も申し上げたが、今後南側でも賄えないような状況が発生してきた場合には、何らかの方法を取らないといけないとは思う。しかし実際のところそれだけの空地と取得できるような土地がない状況の中で、その場合どうするかというのは大変難しい部分はあるかと思う。

【生活安全室長】

補足であるが、現状の雲雀丘花屋敷駅周辺の放置自転車の状況は確認している。確認状況は、後ほど事務局から報告するが、ほぼないというのが実情である。北側から来る近隣住民も、今は川西市の寺畠のほうに駐めていると考えられるので、新たにその方々のための駐輪場を、今回放置禁止区域の指定に伴って設置することは、現状、必要ないと考えている。

【委員】

現状、放置されている自転車はないということか。

【防犯交通安全課】

他の地域も含めて、撤去の計画を練るためにも、撤去を行うときには放置自転車がどういうふうに発生しているか、状況を見ている。月に2回～3回は雲雀丘花屋敷駅の辺りも回っている。1回当たり平均すると、自転車については2台程度、単車については、たまにある程度というぐらいの発生状況である。

ほかの駅で見ると、10台を超えるような発生状況もあるが、雲雀丘花屋敷はそれほど台数としては多くない。指定の場所へきちんと駐めるように、今後警告札の添付等でお願いしていく。

【委員】

放置禁止区域に設定する目的というのは、有料化に伴って放置自転車が出るであろうとい

う考えの下での予防的措置ということか。それとも川西市と足並みをそろえるためなのか。

【生活安全室長】

今回の放置禁止区域の指定については、川西市との足並みをそろえる、連携を取るという位置づけもあるが、これまで無料で使えた駐輪場が有料化するということで、それに伴って放置車両が増えるのではないかということが懸念される中での放置禁止区域の指定となっている。

【委員】

放置自転車は大体公道に駐められているのか。空き地等か。

【防犯交通安全課】

基本的にこちらが警告するのは道路上になる。空き地等の民有地であればそれぞれの土地所有者で対応していただくことになる。

【委員】

コンビニやスーパーなど商業施設に駐めることははないのか。

【防犯交通安全課】

商業施設等もそれぞれの個人の土地になるので、それぞれで不法な駐輪については対処していただることになる。

【委員】

おそらく無料から有料に変わったときは指定駐輪場へ駐めたくないとなる。そうなると、近い方へ駐めてしまうというのが予想される。しかし、放置禁止区域に指定して撤去することによって、有料駐輪場のほうに駐めざるを得ないとなる。ただ、放置自転車が有料駐輪場で全部収まるのかどうかと思う。

【委員】

細かいことだが、この図面で駅の1センチぐらい上のところにPと四角のPがあると思う。そのPの四角の少し上のところに袋小路があるが、ここは着色されていない。指定から外れているような位置に見えるが、これは意図的に外されているのか、あるいは禁止区域に入っているのか。もし意図的に外されているのであれば経緯を教えていただきたい。

【防犯交通安全課】

ここは私道であり、市の道路ではない部分になる。そのちょうど上に、エムワイコーポレーションの「エム」の部分も道の途中で駐めているが、そこから先は民有地になり市道がそこまでということで、その範囲としている。

【委員】

建築基準法上の道路にもなっていないということか。

【防犯交通安全課】

公共的な位置づけで市が関連している部分ではないということになる。

【会長】

コミュニティひばりに説明したということだが、そのコミュニティの範囲を知らないので、どのくらいの広がりをもった範囲の方々の意見を伺われているのかということと、自転

車を利用される方というのは駅周辺よりももう少し離れた、数百メートル離れたような地域の方々なので、そういうところの意見は何か聴取しているかどうかという、その2点が気になった。

【防犯交通安全課】

コミュニティひばりの範囲は長尾台小学校の校区になるので、地図では北方向がコミュニティひばりの範囲ということになる。

【会長】

小学校区ということであればかなりの範囲を含んだコミュニティの方に説明されたということか。

【防犯交通安全課】

そうである。

【委員】

マンションも多い地域であり、こういう場所ではマンションのフリーの駐輪場へ外から来てバイクを駐めたり自転車を駐めたりして駅へ行くという場合も結構見られる。今回この周辺のマンションの管理組合などに注意喚起のような働きかけが必要ではないかと思う。

【委員】

どのぐらいの期間で「放置」ということになるのか。一定の頻度で見回るということだったが、どれぐらいで見回られる予定なのか。

【防犯交通安全課】

放置の定義であるが、公共の道路に自転車を置くということ自体がもう放置になる。自転車を置いてすぐに移動できる状態でなければ放置ということになるので、置いてその場を離れれば放置にはなる。見回る頻度については月に2回～3回程度回っている。撤去については本市では月1回程度になる。

【委員】

もっと頻度を高めると、やはり管理の費用がかかるのか。

【防犯交通安全課】

そうである。

【委員】

実質的なところで言うと、放置自転車の迷惑については防げるのか。

【生活安全室長】

今回の放置禁止区域の指定に伴って放置車両が増えるという実態がここで確認できるようであれば、当然我々も巡回の頻度を上げていくとか、撤去の回数も含め対応を考えていきたいと考えている。

【委員】

見回るにはコストがかかるということも十分考えられる状況である。駐輪場の管理は基本的には川西市に任せているということで、駐輪場を有料化するから川西市もその駐輪場の管理は業者に任せるということだと思う。それとはまた別にコストがかかってしまう状況だ

が、本市へは、有料分のお金が入ってくるようになるわけではないように思える。

【防犯交通安全課】

本市では武庫川を挟んで右岸と左岸とでそれぞれ回っており、その回る箇所が 1 か所増えていることで手間は増える。しかし、今回指定することで撤去や巡視のコスト自体は増えないと考えている。

【委員】

諮問への審議会の意見としては、状況をよく確認いただき、必要に応じて川西市とも協議する形で運営できればよい、ということをいいかと思う。

【委員】

周辺住民への周知であるが、自治会に入ってない人も多く、市のホームページも普段見ない。広報誌も自分の興味のあるところしか見なかつたりする。コンビニやマンションに、周知のチラシを配って貼ってもらうなど、そういったことはされるのか。このままでは周辺住民に伝わらないような気がする。

【生活安全室長】

周辺住民への周知については、広報誌やホームページに早めに掲載し、極力周知を図っていきたい。やはり一番使われるのは地域の方々だと思うので、放置禁止区域にある電柱などに、ここは放置禁止区域であると示すものをつけ、きっちりと地域の方々にも見て分かるような形で、放置禁止区域というものを示したいと考えている。

近隣の店など、確かに今後そういうところに自転車が駐められる可能性は当然あるが、例えばマンション敷地内などは私有地なので、そこはマンションの管理者にお願いしないといけなくなってくる。今回の放置禁止区域の指定に伴って、不法駐輪が増えてしまったと言われても、逆に市が手出しができるところではないのも事実である。その辺りはそういった状況を踏まえて、私有地の管理者の方々とも調整していくことになる。

【委員】

末広小学校近くに返還所があるが、実際に返還に訪れる方がどのくらいいるか。またこの 4 月以降、返還費用はそのまま 6,000 円と 3,000 円でいくのかお伺いしたい。

【防犯交通安全課】

記載のとおり、宝塚市域での撤去に伴う返還費用は、原動機付自転車 6,000 円、自転車 3,000 円である。緑色で着色されている川西市域で撤去されると、川西市管理の返還所へ取りに行くことになり、川西市が規定している返還費用を支払う必要がある。

【生活安全室長】

撤去状況であるが、令和 4 年度は自転車については年間、全市域で 500 台ぐらいの自転車を撤去している。単車については 25 台弱ぐらいである。単車については 7 ~ 8 割は取りに来るが、自転車は半数の 250 人ほどが取りに来るという状況である。

【会長】

複数の委員が意見していたように、指定区域にある民有地、特に商業施設や民間のマンションの駐輪場などに自転車が置かれてしまうという懸念があり、その土地の所有者や商業施

設の利用者、マンションの管理組合など、そういうところにもしっかりと周知をして対処すべきであるという意見もあった。また、土地の所有者に限らず、周辺住民への周知の手段として広報誌やホームページだけでいいのかという意見もあった。これに関して、審議会としては、徹底して周知をお願いしたいという意見を付して答申させていただく。指定区域そのものについては特に異議はなかった。指定区域の 200 メートルの範囲にある民有地のところでトラブルが生じないようしてほしい。担当課もそういうところで問題が起きないように見回すことだが、審議会としても念押しというか、しっかりと対処いただきたい旨の意見を付すということいかがか。

答申案は私と事務局で調整して文書にするが、本件については、今のような意見を付して答申させてもらうこととする。答申内容については、事務局と調整の上、作成したものを委員の皆さんにメール等で共有し、確認してもらってから提出したいと思う。

それでは、議題 1 については審議を終了する。

(2) 保全地区等の指定解除について（諮問）

【諮問】

「保全地区等の指定解除について」について、宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例（昭和 57 年条例第 72 号）第 6 条第 2 項の規定により、市から環境審議会に諮問し、受理された。

【公園河川課からの説明】

諮問の趣旨としては、宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例に基づき指定している保全地区等のうち、資料の表のとおり所有者から枯損の申出があったので、同条例第 6 条第 1 項に規定する保全地区等の指定を解除するため、諮問するものである。

中筋 2 丁目の八幡神社の中にある樹木が対象である。今回この指定番号 27 号ケヤキについて、所有者より令和 5 年 8 月に樹木医診断書の提出を受けた。これによると、当該樹木は主幹内部が腐って朽ちているという状況で、立地上安全面等から、危険性が高く伐採すべきという診断がなされ、所有者から伐採及び指定解除の申出があったというものである。

保護樹木を伐採する場合、環境審議会において諮問の上、答申を得て、保護樹木の指定解除がなされた後で行うということになっている。8 月に所有者から申出を受け、危険性が高いと判断し、伐採を認めたいと考えている。現在、所有者が伐採業者と調整をしている状況である。

質疑応答

【委員】

立地上安全面等から危険性が高い状態であるので、伐採はやむなしと思うが、衰弱に至った理由は調べたのか。写真では、根元が土で埋められているように見え、それが原因となった可能性もある。

【公園河川課】

枯損に至った経緯、直接的な原因までは把握していない。

【委員】

枯損の原因を究明することが目的ではないと思うが、今後こういう保護樹木等の管理にあたって、なるべく良い状態で残るように何かしらの手段を講じた方がよい。県のほうで樹木医がパトロールするような事業（歴史文化遺産活用活性化推進員）もあるので、うまく活用し、保全につなげていただきたい。

【公園河川課】

市内で指定している保護樹等は、担当課でも年に1回は巡回して確認している。そこで所有者とヒアリング等できるときは行い、保護樹等の状態がおかしいとなれば、担当課から樹木医を紹介している。今回は自主的に所有者が樹木医の診断を受けた。

【会長】

診断書にあるように、断面を切ると 53.2%、半分以上の面積が腐朽しているとなっている。かなり太い木なので、重心が上にあって、台風とか冬の強風とかで急に倒れたりするととんでもないことになる。そういう危険性を感じて診断されたと推察する。

【委員】

保護樹と天然記念物の指定の違いは、宝塚市が指定するか教育委員会が指定するかの違いなのか。保護樹と天然記念物との関係性がよく分からぬ。36番のカヤの木とか40番のタラヨウとかいうのは、多分、県か市の天然記念物になっていると思うが、これがもし枯れてきたということになら、それは教育委員会の所管なのか。

【公園河川課】

例えば、36番や40番が枯れた場合に、保護樹としての指定を解除するには、改めてこの環境審議会に諮ることになる。天然記念物の指定に関しては別途、法律に基づく解除になるのではないかと思われる。

【委員】

保護樹は誰がどうやって指定するのか？

【公園河川課】

保護樹は、宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例ということで、宝塚市長が指定をする。

【委員】

申請は個人がするのか？

【公園河川課】

個人や所有者が申請し、宝塚市長が指定をするという形である。

【会長】

天然記念物の方は文化財保護法が適用され、市ではおそらく教育委員会の所管になり、指定や解除の手続があるはずである。おそらく公園・緑地については緑地の保全や樹木の保全など、もう少し広い範囲で天然記念物以外のものを含めて意図されて条例化されているはずである。

指定されると何らかのインセンティブがあるのか。例えば年間1万円ぐらいの剪定費用の

補助が出るとか肥料代が出るとか。

【公園河川課】

保護樹木、保護樹林等に指定されると、保護樹等の保護奨励助成金という形で年間に保護樹1本あたり5,000円、保護樹林であれば平方メートルあたりの換算で助成を行っている。

【会長】

そういういたインセンティブというかメリットがあるので、天然記念物を所有していても、合わせて保護樹の指定を受けて助成金を受ける場合があるかもしれない。

【委員】

保護樹が枯れた場合は、樹木医にお金を払って、それを解除しなければいけないものなのか。宝塚市に連絡を入れて、枯損しているがどうしたらいいかというのを相談するだけでも構わないのか。

【公園河川課】

所有者から診断を受けたいという申し出があれば、市から樹木医を派遣し、それで診断を受けることも可能である。今回は自主的に所有者様が手配したということである。

【委員】

資料の精密診断カルテについて説明願う。本当に枯れそうであれば切るしかないと思うが、樹木医を信用しないわけではないが、枯れそうだという根拠をもう少ししっかり知っておきたい。

【公園河川課】

この診断カルテの詳細な調査報告、例えば53.2%の腐朽割合であるが、その数字がどれ以上になれば倒壊の危険がある、といったところは分からぬ。ただ、診断をもとに現地を確認して、確かに下のほうの表面がはがれているところがあり、木を腐らせるようなキノコが生えているという記載もあったので、総合的に判断をして樹木医の診断に基づいて、枯れているだろうという判断に至った。

【委員】

断面図があるが、斜線が入っている部分と入っていない部分があるが、これは腐朽している部分が斜線が入っている部分になるのか。下に出力データというのがあって、東西南北を調べていて出力データの上に黒い線があって、そこが腐朽部だという判定があるが、それと上の図を重ねるとそこが腐朽している部分なのかと思える。東西南北の断面をとって調べているが、そういうことなのか。

【公園河川課】

この図面で、円で言うと真っ白になっている部分が出力データに載っているちょうど真ん中部分の黒い線が入っていないところになる。黒い線が入っていないところが健全部ということになるので、円で言うと斜線が入っているところが朽腐しているという状況である。

【委員】

53.2%というのは一見多いように見えてしまうが、これが要するに腐朽している部分ということか。

【会長】

中心から4方向に見ているので、例えば上の断面図のNは45度の範囲まで同じ状態であろうと推測していると思われる。

【公園河川課】

調査報告としては、幹に細い穴をあけて、そのときの抵抗値を測って、それで診断をしている形になっている。その数値を基に図に表したということになる。

【委員】

参考資料の「宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例」の第5条第2項に(1)自然環境保全地区と書かれていて、(2)保護樹等と書かれている。前のページに戻って、A4の横の紙を見ると、27番が当概の案件だと思うが「保護樹木」となっており、恐らく(2)の「保護樹」だろうと思ってみていた。しかし諮問を見ると「保全地区等の指定解除」となっている。保全地区なのか保護樹なのかを明らかにしていただきたい。もしも「保全地区の指定解除」であるなら、地区という名称のイメージから、このケヤキだけでなく周りを含めて指定されているのではと思える。もしこのケヤキだけ解除した場合、周りが残るのかどうかということも併せて教えていただきたい。

【公園河川課】

今回の指定解除は保護樹木の方になる。保全地区というわけではない。

【会長】

条例第5条第2項で、「前項の保全地区等の態様は」とある。「等」がついている。それに合わせて、諮問書のタイトルは「保全地区等」になっているのだと思う。「保全地区等」の中に、保護樹木が含まれているということだと思う。

【委員】

伐採される樹木については、所有者がどうするかだと思うが、もし所有者が伐採した樹木をそのまま捨てるということになるのであれば、もったいないと思う。下の方は腐朽が進んでいるが、上の方は腐朽がない状態で残っている可能性があるので、もし可能であれば地域の中で木材的な状態で残るような形があるといいなと思う。所有者の判断になるので、希望だけ伝えさせていただく。

【公園河川課】

まだ伐採はされていない状況なので、そういった意見があったということは所有者にお伝えできる。実際にどうするかというのは所有者の判断になるかと思う。

【会長】

諮問については、特に反対意見はなかったと思うので、「諮問案件については妥当である」という形で答申させていただきたい。

委員からいただいた意見で、参考にされるものは、ぜひ所有者にお伝えいただき、担当課でも検討いただければと思う。

答申書については私と事務局で調整の上、作成させていただく。議題2については以上とする。

(3)生物多様性たからづか戦略の見直しについて（諮問）

【諮問】

「生物多様性たからづか戦略の見直しについて」について、宝塚市環境基本条例（平成8年条例第23号）第24条第2号第1号の規定により、市から環境審議会に諮問し、受理された。

【環境政策課からの説明】

資料3をご覧いただきたい。「生物多様性たからづか戦略」は、宝塚市総合計画の分野別計画である宝塚市環境基本計画の下の計画として位置づけられている。

国では、令和5年3月に「生物多様性国家戦略」が見直しされている。兵庫県でも「生物多様性ひょうご戦略」について、今年度から改定に着手され、令和6年度の改定に向けて審議が進められている。

現行の「生物多様性たからづかの戦略」は、平成23年度（2011年度）に策定し、平成28年度に行動計画の一部を見直した。この戦略を今般見直し、改めて今後の宝塚市の生物多様性の保全に向けた計画としたい。

見直しについては、令和7年度内を目標に行いたいと考えている。進め方であるが、本審議会で審議いただくことになるが、方法としては、まず「生物多様性たからづか戦略策定委員会」という小委員会を設置の上、少人数で原案を作成していただきたいと考えている。そして、本審議会にて原案について議論し、策定することとしたいと考えている。

委員会については、資料6の宝塚市審議会規則の第6条に「会長は必要があると認めるときは審議会に部会及び小委員会を置くことができる。」となっている。まずは会長が指名する委員で組織していただき、委員長を会長に指名いただいて設置をしたいと考えている。

今後のスケジュールだが、資料5をご覧いただきたい。策定委員会で少人数で審議いただき、環境審議会でその内容をご報告いただく。令和7年度（2025年度）の前半ぐらいに中間答申で見直しの大枠を策定いただきて、最後はパブリックコメントという形で市民に意見をいただき、最終的には令和7年10月ぐらいに見直し（案）ということで審議会から答申をいただきたいと考えている。

質疑応答

【会長】

諮問書の内容は「生物多様性たからづか戦略の見直しについて審議会に意見を求める」となっているが、最後の「答申を出す」というのが正式の意見になるので、これから約2年間にわたって意見をいろいろ出して、骨子案を経て、最後に答申案を作成するという作業になる。諮問を受け、今日からスタートすることになる。今日すぐまとめるものではないのでよろしくお願ひしたい。

説明があったように、会長が必要と考えれば委員会を設置できるということになっているので、設置したいと思う。「生物多様性たからづか戦略策定委員会」の設置について、資料4で設置要綱（案）というのが配られているが、タイトルの（案）を取り正式な設置要綱とい

う形で、委員会を設置させていただきたい。

この委員会では戦略の原案を作っていただき、その内容について審議会に適宜報告してもらい、委員の皆さんのお見をいただき、それを反映して改定内容を決定していくという進め方になる。

資料5で説明があったように、令和7年（2025年）の10月の審議会あたりで、この「生物多様性たからづか戦略」について答申を出すという予定である。本日委嘱書をいただいて任期がちょうど2年間なので、我々の任期の最後のところで答申を出すというスケジュールになっている。後ろの期限をしっかりと見ながら進めていきたいと思う。

委員会の運営については、要綱に従って運営するが、資料4の要綱の第4条に「委員会は委員3人以内をもって組織する。」ということになっている。委員会のメンバーは審議会規則によって会長が指名する委員ということになっているので、私から3名の方を指名させていただきたい。

これまでスポット調査の分析に尽力された「生物生態系調査分析作業部会」の委員であった遠藤委員と柄本委員と今住委員、この3名を策定委員会の委員に指名させていただきたいと思うが、ご了承いただけるか。（「はい」の声あり）

次に、委員長については、審議会規則第6条第3号で、これも会長が指名すると定められているので、先ほど申し上げた作業部会の部会長を務められた遠藤委員にお願いしたいと思う。よろしくお願ひする。

原案の作成状況に応じて、本審議会を開催し、策定委員会の内容を報告していただき、策定委員会の委員ではない委員からも意見をいただきたいので、よろしくお願ひする。策定委員会では原案を作成するが、あくまで戦略の内容について決定するのは本審議会ということになる。

スケジュールについては、我々の任期の最終の2年後を目指にやっていく。その直前ではパブリックコメントという形で、中間答申案を市民に公開して意見をいただき、その意見を加味して答申案をつくるという運びになっていく。

審議会の開催回数も多くなるであろうし、策定委員会の委員を兼ねる委員には委員会が別途開催されると想定されているので、両方に出席いただきご苦労をおかけするが、どうぞよろしくお願ひしたい。

「生物多様性たからづか戦略」の策定に関して、質問、意見等あればお願ひしたい。

【委員】

この戦略が実際に役に立つものであるのかというのが非常に疑問であるが、労力や必要な費用を使って、しっかりと作成することは大事と思う。この戦略を市民に、市民でなくとも行政だけでもいいので、どういうふうに浸透させるか、その方法を考えてもらった方がよい。

【環境政策課】

策定委員会の委員の方々から意見をもらって議論し、各部局にも浸透できるような計画になるよう、実効性のあるものを一緒につくり上げて行けたらよいと考えている。

【委員】

例えば、環境保全に係る複数の市の部署が関係する課題があったときなど、担当部署が集まって話をすり合わせするような機会を持てるかどうかだと思うが、その辺りはどうなのか。実際、担当の職員は3年か4年で代わってしまい、以前のことは知らないということになってしまうのか。その辺りを市としてどうやっていくのか。

【会長】

前回の審議会でも事務局から説明があったが、環境分野に関しては、次長級職員で構成される環境推進調整会議というのがあるので、そういうところで情報共有をしてもらうのが一つの方法だと思う。

これは私の意見だが、部門別の計画があって、それぞれ項目ごとに計画同士の関連性があると思う。担当部署は違うけれど計画間の関連性があって、そこで情報共有したり調整したりする必要が生じてくる。計画間でクロスチェックがかかるように、全部の計画に「この戦略のこの項目は、この計画のことと関係がある」というような関連箇所が分かるものがついていると、担当課が何か実施しようとして自分のところの計画書を見たとき「ここは環境についてチェックしないといけない」等が分かるようになっていれば見落としがないのではないかと思う。

実際、私は尼崎市で総合計画をつくるときに、総合計画 자체がいろいろな他の計画と関連しているので、その中で「この項目は教育系だけれども、社会福祉分野とも関係している」というように、総合計画の中に全部関連箇所を載せるような形に工夫して作ってもらったことがあった。そういうことを計画書のレベルでも掲載できるといいと思う。担当者が変わると、どうしても位置づけが不明確になり議題にならないこともったりするので、何らかの客観性のあるものでしっかりとクロスチェックができるようにしておくのがいいかと思った。

【環境政策課】

本市における総合計画の作り方にも関係するので、その辺りは市全体でどういう方向に行くのかも見ながらまた考えていきたい。環境推進調整会議については、戦略が概ね作成できたら、そこで議題に上げ、意見ももらうので、その適切な時期等も考えていきたい。

あと、計画の中で理念の部分と具体的な取組の部分がある。他の計画との関係もある中で、実際に理念を取組に落とし込むときに他部署と調整がいる部分も出てくると思う。これから少し時間をかけて作っていく中で委員の意見を聞きながら、必要に応じた調整をどうするのか具体的に考えていきたいと思う。

【環境政策課】

行政内部の浸透性や連携は、突如、劇的に改善するのは難しいと思っているが、環境推進調整会議のような場もあるし、施策を意見交換できるという場面も取れるとは思っている。部局間で何か齟齬が出ていたり調整が取れてないことがあれば、意見交換をしたりコンセンサスをとっていくという機会は、これまで以上に取っていきたいと思っている。委員の皆さんのご意見を行政の施策に生かしていきたいという思いは、我々事務局としては共通して持っているので、これからも伺いながらよりよい施策につなげていきたい。

【委員】

これは宝塚市の戦略なのだから、行政の中で浸透して、重要なものと捉えられるべきであると思う。しかし前回の審議会のときに本戦略について聞いたら、他部署の職員は、こういう戦略があるのは知っているという程度の答えであった。例えば、省エネルギーの計画も、長い間、本審議会で議論していたと思うが、その計画も結局は他部署から見れば、そういう計画があるのは知っているで終わってしまっているのではないかと思う。費用をかけて作成しているのに、それでいいのかという思いがある。

【会長】

前回の審議会で取り扱った河川改修など、実際の工事を行うときにはチェックリストみたいなものがあると思うが、そのときに必ず「生物多様性戦略に関してはこういう点をしっかりと理解して改修すること」といった文言が文書の中にきっちり入っていれば、そこで見落とさないと思う。何かそういう工夫が必要であると思う。事務執行上の工夫をしていただけたらありがたいと思う。

私は川西市で景観審議会の委員を務めているが、そこでは公共建築を行うときにしっかりと景観の側からチェックするようにということで、道路工事も橋梁も、全部それごとにチェックしなさいという決まりを景観審議会で作って、担当部署に実行してもらっている。年に1回、今年作ったものがしっかりと守られているかを報告してもらうような、P D C Aの仕組みを作っている。宝塚市の生物多様性の保全に関しても、そういうものが行政の中でできていけば、いろいろな場面で「このチェック表を見ないといけない」ということになると思う。何か今、本戦略などは棚の上に上げられている感じがする。理念は何となく分かっているというレベルで止まっているのではと思う。そのような課題も含めて、今後、皆さんから色々とご意見をいただきながら審議していければと思っている。

【委員】

今言われたことはとても大事だと思う。生物多様性戦略を推進していくためには、行政だけでなく市民や事業者も一緒になって取り組んでいかないと進まない。行政がどういうふうに旗振りするかがますます大事になってくる。

前回の審議会で、生態系調査分析作業部会の答申を出したが、小生態系やスポットについて、これまで指定はしていたが、保全対策は、ほぼなされていなかった。そのスポット等について、環境省の自然共生サイトに申請して進めて行つてはどうかというようなことを答申の中でも申し上げた。これを市が前のめりに進めていただければ、戦略の実効性や具体性など、何かその辺りが核になるのではないかと思う。その辺りは来年度の同サイトへの申請に向けて予算を確保したなど、市で取組というのは進みつつあるのか。

【環境政策課】

自然共生サイト、O E C Mに関しては、今のところは予算を確保するなど、まだ具体的には動けていないというのが現実である。前回の審議会で提言いただいたとおり、自然共生サイトへの登録、その推進やサポートの部分というのは、非常に重要な部分であると思っている。生態系調査の分析を踏まえて、本戦略の策定において、内容を検討したいと考えている。

【委員】

これから2年間で答申を出して、サイトへの登録などはその後でという考え方になる。両方同時にやっていくというのは大変なのかもしれないが、そのスピード感で行っても、保全が間に合うのかという気もする。その辺りも含めて策定委員会で考えていいければと思う。

【委員】

新しく委員になられた皆様は、分析作業部会の提言内容をご存じでないと思うので、次の会議の場などで、これまでの経緯を説明いただければと思う。

また、生物多様性戦略の上位計画として環境基本計画があると思う。戦略と環境基本計画との関係性や、改定のスケジュール感など、一緒にお示しいただければ、位置づけがよくわかると思う。

【環境政策課】

今回は話が複雑になるかと思い、環境基本計画の改定についてのスケジュール等は資料化していないが、来年度辺りからは環境基本計画の改定についても着手するスケジュールになると思う。また必要な時期に共有させていただきたい。どのような形で進めるかということも、これから決めていきたいと思っているので、またお知らせしていきたい。

【委員】

来年度は、環境基本計画の検討も一緒に進めていくのか。

【環境政策課】

生物多様性戦略の改定について、まずは動いていくというスケジュールである。環境基本計画の改定と完全に時期が全く一緒というのは、本審議会に報告いただき、審議する時間の関係もあるので、その辺りも考えながらやっていく。

【会長】

ではこの議題3番「生物多様性たからづか戦略の見直しについて」は、以上とさせていただく。

本日はこれをもって、令和5年度第2回宝塚市環境審議会を閉会させていただく。

閉会